

滋賀県漁業調整規則新旧対照表

旧	新
第1条～第48条 省略 (衛星船位測定送信機等の備付け命令) 第49条 省略 (新設) 第50条～第56条 省略 第57条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、6月以下の<u>懲役</u>もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条、第35条第1項もしくは第3項、第36条から第40条まで、第42条第1項または第44条第1項の規定に違反した<u>者</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項もしくは第2項または第42条第4項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項または第48条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 省略 第58条 第25条第1項(第42条第8項において読み替えて準用する場合および第46条第8項において準用する場合を含む。)、第31条第	第1条～第48条 省略 (衛星船位測定送信機等の備付け命令) 第49条 省略 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第50条～第56条 省略 第57条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、6月以下の<u>拘禁刑</u>もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条、第35条第1項もしくは第3項、第36条から第40条まで、第42条第1項または第44条第1項の規定に違反した<u>とき。</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項もしくは第2項または第42条第4項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u> (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項または第48条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u> 2 省略 第58条 第25条第1項(第42条第8項において読み替えて準用する場合および第46条第8項において準用する場合を含む。)、第31条第

1 項もしくは第 2 項、第33条第10項または第43条第 1 項の規定に違反した者は、科料に処する。

第59条・第60条 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

別表第 4 (第39条関係)

区域	期間	水産動物
省略		

別記様式第 1 号以下 省略

1 項もしくは第 2 項、第33条第10項または第43条第 1 項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第59条・第60条 省略

別表第 1 ～別表第 3 省略

別表第 4 (第39条関係)

区域	期間	水産動物
省略		
<u>東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域</u>	<u>4 月 1 日から</u> <u>5 月 31 日まで</u>	<u>ほんもろこ</u>
<u>東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域</u>		
<u>近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域</u>		

別記様式第 1 号以下 省略